

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 大気等監視測定事業(大気汚染常時監視事業等)その1 |
|---|---|---|---------------------------|
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | |
| 現 況 | | 調整の具体的内容 | |
| 堺 市 | 美 原 町 | | |
| <p>「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「騒音規制法」「振動規制法」に基づき監視測定が義務付けられている。</p> <p>名称：大気汚染常時監視事業 内容： 市域の大気汚染の状況を常時監視するため、一般環境測定局9局、自動車排出ガス測定局7局を整備し運用している。これに係るテレメータの保守点検は昭和43年度より、測定機器の保守点検は平成元年度より業者委託している。</p> <p>一般環境測定局(9局) 自動車排出ガス局(7局) 堺支所 三宝局・少林寺局 市役所局・第二阪和局 中支所 深井局 阪和深井畑山局 東支所 登美丘局 西支所 浜寺局・石津局 湾岸局 南支所 若松台局・桃山台局 赤坂台測定室 北支所 金岡局 中環局・常磐浜寺局</p> <p>名称：公共用水域水質監視事業 内容： 水質の健康項目・生活環境項目・特殊項目・要監視項目について、大阪府の公共用水域の水質測定計画に基づく河川13地点、海域1地点を含め、河川19地点、海域4地点で調査を行っている。 また、河川水中の環境ホルモン7物質について、石津川水域6地点で調査を行っている。</p> | <p>「騒音規制法」「振動規制法」に基づき監視測定が義務付けられている。(大気,水質,ダイオキシン類については独自調査を実施)</p> <p>名称：環境分析測定業務(窒素酸化物汚染状況簡易調査) 内容： 窒素酸化物汚染状況簡易調査 調査地点：35地点(道路沿道5地点、一般環境30地点) 調査項目：二酸化窒素及び窒素酸化物測定 期 間：年4回各季節1回(一週間暴露)</p> <p>名称：環境分析測定業務(河川水質調査) 内容： 河川水質調査 調査地点：東除川 2地点、平尾小川 1地点、西除川 2地点 調査項目：生活環境項目、健康項目、特殊項目 調査回数：隔月1回(年6回)</p> | <p>大気汚染常時監視測定局設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境大気測定局は、美原町域を含め測定局を再配置する。 ・自動車排ガス測定局は、美原町域の幹線道路(国道309号、近畿自動車道)について市域内における配置との整合性の勘案し設置の必要性を検討する。 ・測定局はテレメータ化を行い測定値を常時収集する。 <p>窒素酸化物の簡易測定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美原町が独自で実施している二酸化窒素、窒素酸化物の簡易測定は中止する。(堺市は平成13年度中止) <p>美原町が独自に実施している5地点(西除川、東除川等)は継続して調査を行う。調査回数は、生活環境項目を年6回から堺市独自調査地点の調査回数である年4回とする。また、農薬関係等の健康項目については、調査回数を見直す。</p> | |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 大気等監視測定事業(大気汚染常時監視事業等)その2 |
|--|--|---|---------------------------|
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | |
| 現 況 | | 調整の具体的内容 | |
| 堺 市 | 美 原 町 | | |
| <p>名称：地下水水質調査事業 内容：大阪府の地下水質測定計画に基づき、市内各支所1地点において地下水質の概況を把握するため「概況調査」を実施している。調査項目は、環境基準の定められた物質26項目である。また、過去に汚染が確認された井戸に対しては必要に応じ「定期モニタリング調査」を、また新たに汚染が発見された井戸に対しては「周辺調査」を実施している。</p> <p>1. 概況調査 毎年度、各支所内の井戸をローリングして計6ヶ所で行う実施</p> <p>2. 定期モニタリング 3地域3地点 VOC 4項目等</p> <p>3. 周辺調査 平成12年度に堺支所及び中支所各1回実施 平成13, 14年度は実績なし</p> <p>名称：ダイオキシン類調査(環境調査)事業 内容： 「大気」各支所区域(市内6地点)年4回、一般環境(大気)中のダイオキシン類を測定。 「土壌」平成13年度から4年間かけて市内90校区における一般環境の土壌及び発生源周辺の土壌を計画的に測定実施。15年度は27地点で実施予定。</p> | <p>名称：- 内容：- (大阪府が実施)</p> <p>1. 概況調査 7地点実施済、平成15年度1地点予定、地点はローリング</p> <p>2. 定期モニタリング 平成15年度 3地域4地点 VOC 4項目等</p> <p>3. 周辺調査 平成14年度に1地区 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</p> <p>名称：一般環境ダイオキシン類測定業務 内容：1地点年2回一般環境(大気)中のダイオキシン類を測定</p> | <p>概況調査は、堺市が実施している500mメッシュ単位での調査を美原町域でも実施する。なお、大阪府において調査済みのメッシュは除く。 定期モニタリング調査(堺市3地点、美原町4地点)は、必要期間継続して実施する。</p> <p>堺市の事業内容で実施する。(美原町域を含む。)</p> | |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| | | | |
|---|---|------|---------------------------|
| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 大気等監視測定事業(大気汚染常時監視事業等)その3 |
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | |
| 現 況 | | | 調 整 の 具 体 的 内 容 |
| 堺 市 | 美 原 町 | | |
| <p>「水質」 市内の4河川(4地点)及び大阪湾(1地点)において水質と底質を年1回測定。 「地下水」 堺市内3地点で地下水の水質を年1回測定。</p> <p>名称:環境騒音調査事業及び道路交通騒音・振動調査事業 内容: 「環境騒音」 個々の事業場、特定建設作業などを行う事業者に対しては、環境騒音の実態を把握することにより、必要に応じ騒音の低減措置を指導する。また、道路交通騒音については、要請限度を超えた場合は、道路管理者等に対して通知し、対策の実施を要請する。</p> <p>【測定計画】 一般環境については、市内を3区域に分け、年1区域の12地点で測定を実施し、3年間で36ヶ所を把握する。事業場、特定建設作業等を行う事業者及び道路交通騒音の苦情に対して随時測定を行う。</p> <p>【平成15年度環境騒音調査予定地点数】 一般環境騒音 12地点 「道路交通騒音・振動」</p> <p>幹線道路等の沿道の定点において、騒音、振動レベルを測定することにより、経年的に実態を把握するとともに、環境基準の達成状況を把握する。</p> <p>【測定計画】年間を通じて市内15地点で自動車騒音、道路交通振動、交通量、車速について委託測定を行う。</p> | <p>名称:環境分析測定業務(交通騒音等測定) 内容: [交通騒音等測定] ・調査対象路線 近畿自動車道松原すさみ線その他町内主要幹線道路 ・調査地点 28地点(沿道20地点、後背地8地点)</p> | | <p>合併後に調査地点を検討する。</p> |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| | | | | |
|--|-----------------------|------|--|--|
| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 大気等規制事業 その1 | |
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | | |
| 現 況 | | | 調整の具体的内容 | |
| 堺 市 | 美 原 町 | | | |
| <p>「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「瀬戸内海環境保全特別措置法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」「土壌汚染対策法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場の規制指導に係る事務が委任されている。</p> <p>名称：工場・事業場立入調査 内容： 【水質】 水質汚濁防止法等に基づき、特定事業場等への立入や水質汚濁物質の排出量を削減するための総量削減計画に基づく対策を推進し、法・条例等に基づく排水基準及び総量規制基準の遵守指導並びに監視を行う。 【大気】 工場・事業場から排出される大気汚染物質の量を抑制・削減するため、法・条例等に基づく排出基準及び総量規制基準の遵守指導及び監視を行うとともに、化学物質排出量や燃料使用量等の実態を把握し、工場等の自主的な管理の改善を推進する。 【騒音・振動】 工場・事業場から発生する騒音・振動の低減を図るため、法・条例等に基づく規制基準の遵守指導を行う。</p> <p>平成14年度立入調査件数 【水質】 232件 【大気】 347件 【騒音・振動】 406件</p> | | | <p>「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場の規制指導に係る事務が委任されている。</p> <p>名称：工場・事業場立入調査 内容： 【水質】【大気】 大阪府と合同で立入りを実施(1~2回/月)。法・条例等に基づく排水基準・排出基準及び総量規制基準の遵守指導を行う(大阪府で採水、大気検査)。 【騒音・振動】 工場・事業場から発生する騒音・振動の低減を図るため、法・条例等に基づく規制基準の遵守指導を行う。</p> | <p>関係法令・条例等については全て堺市に事務委任されており、堺市の事業内容で実施する。</p> |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| | | | |
|--|--|------|---|
| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 大気等規制事業 その2 |
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | |
| 現 況 | | | 調 整 の 具 体 的 内 容 |
| 堺 市 | 美 原 町 | | |
| <p>名称：悪臭物質測定調査事業 内容：工場等から排出される悪臭物質について、必要に応じ、測定を行うとともに、悪臭苦情による対象物質等の実態把握を行い、規制基準とのチェックならびに悪臭物質の排出低減措置の指導を実施する。 平成14年度調査件数 6件</p> <p>名称：工場排水水質調査事業 内容：法・条例等の遵守状況、排水処理施設の維持管理状況並びに増設等の法・条例等の届出があった場合に水質状況の確認等を実施し、水質汚濁物質の排出量の削減を図る。 平成14年度水質調査件数 192件 【水質届出事業所】793事業所</p> | <p>名称：- 内容：- 測定事例なし。</p> <p>名称：- 内容：- 大阪府が1回/年程度で実施。 【水質届出事業所】93事業所</p> | | <p>堺市の事業内容で実施する。</p> <p>堺市の事業内容で実施する。</p> |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| | | | |
|--|---|--|-------------|
| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 大気等規制事業 その3 |
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | |
| 現 況 | | 調 整 の 具 体 的 内 容 | |
| 堺 市 | 美 原 町 | | |
| <p>名称：法及び条例に基づく届出審査事業 内容： 【水質】届出・申請時に総量・排出基準、許可基準の遵守並びに排出量の削減指導を行う。 【大気】届出時に総量・排出基準の遵守並びに排出量の削減指導を行う。 【騒音・振動】届出時に規制基準の遵守並びに騒音・振動の低減措置について指導を行う。 平成14年度届出審査件数 【水質】126件 【大気】141件 【騒音・振動】1945件</p> <p>名称：地下水・土壌汚染対策事業 内容： 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用工場等に対し、地下浸透禁止の指導を行うとともに、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査並びに汚染土壌の除去等の措置を指導している。また、事業者による自主調査の際の調査方法並びに調査の結果、汚染が判明した場合の除去等の措置を指導している。 平成14年度 3,000m²以上の開発件数 30件</p> | <p>名称：法及び条例に基づく届出審査事業 内容： 【水質】【大気】大阪府の経由事務として実施。届出書類等について記載もれ等をチェックする。 【騒音・振動】届出時に規制基準の遵守並びに騒音・振動の低減措置について指導を行う。 平成14年度届出審査件数 【騒音・振動】224件 平成14年度届出経由件数 【水質】11件 【大気】9件</p> <p>名称：- 内容： - 平成14年度 3,000m²以上の開発件数 3件</p> | <p>関係法令・条例等については全て堺市に事務委任されており、堺市の事業内容で実施する。</p> <p>土壌汚染対策法については堺市に事務委任、条例については平成16年1月1日に改正後事務委任の予定であり、堺市の事業内容で実施する。</p> | |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| | | | | |
|---|-----------------------|--|---------------|---|
| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 産業廃棄物規制事業 その1 | |
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | | |
| 現 況 | | | 調整の具体的内容 | |
| 堺 市 | | 美 原 町 | | |
| <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、工場・事業場等の規制指導に係る事務が委任されている。</p> <p>名称：産業廃棄物処理業及び特別産業廃棄物処理業の許可事業 内容： 産業廃棄物処理業及び特別産業廃棄物処理業の許可を取得しようとする事業者から、許可申請があれば、法の手続き・許可基準並びに堺市産業廃棄物事務取扱要綱に基づく手続き・許可基準に基づいてその適否を審査している。とくに、環境保全上問題の大きい処分業については、関係部局とも調整を図りながら、慎重に審査している。 平成14年度許可実績 【産業廃棄物処理業】485件 【特別管理産業廃棄物処理業】19件</p> <p>名称：産業廃棄物処理施設等の設置許可事業 内容： 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設を設置しようとする排出事業者、産業廃棄物処理業者からの、産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対しては、法に基づく許可審査手続きにあたり、前もって「廃棄物を処理する施設の立地に係る指導指針」により、良好な都市形成を図るうえで、適正な立地であるかどうかを評価している。</p> | | <p>事務委任されていない。</p> <p>名称： - 内容： - 事務を行っていない(大阪府が行っている)</p> <p>名称： - 内容： - 事務を行っていない(大阪府が行っている)</p> | | <p>堺市の事業内容で実施する。(移行にあたっては大阪府と調整する。)</p> <p>堺市の事業内容で実施する。(移行にあたっては大阪府と調整する。)</p> |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| | | | | |
|---|-----------------------|------|--|---|
| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 産業廃棄物規制事業 その2 | |
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | | |
| 現 況 | | | 調 整 の 具 体 的 内 容 | |
| 堺 市 | 美 原 町 | | | |
| <p>適正な立地であると評価されたものについて、建築基準法、都市計画法等の関係法令の手続きとあわせて、堺市産業廃棄物事務取扱要綱及び廃棄物処理法に基づく手続きを行うよう指導している。なお、許可、不許可の判断は、関係法令の手続き等の適否を勘案している。</p> <p>名称：産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止及びその原状回復措置事業 内容： 環境への影響が大きい産業廃棄物の不法投棄・野焼き等の不適正処理は、産業廃棄物の適正処理体系を確立する上で看過することができない。そのため、野焼きパトロール等を行うとともに、市民や事業者に対し不適正処理の防止を広報誌等を通じ啓発を行っている。さらに、不適正処理により現に環境保全上の支障が生じている場合には、文書指導等の行政指導から始め、原状回復等改善がなされなければ、関係機関の協力を得ながら、法に基づき厳正に行政処分を行っている。</p> | | | <p>名称： - 内容： - 事業を行っていない。</p> <p>平成 14 年度 野積み 7ヶ所(苦情 55件) 不法投棄 40件 野焼苦情 19件</p> | <p>堺市の事業内容で実施する。(移行にあたっては大阪府と調整する。)</p> |

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

| | | | |
|--|-----------------------|------|--|
| 協定項目 | 24-8 環境関係(各種事務事業の取扱い) | 関係項目 | 産業廃棄物規制事業 その3 |
| 調整の内容 | 堺市の事業内容で実施等 | | |
| 現 況 | | | 調整の具体的内容 |
| 堺 市 | 美 原 町 | | |
| <p>名称：ポリ塩化ビフェニル廃棄物規制事業 内容： ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB適正処理法）に基づく保管等の届出の収受、公表及び事業所への立入りによる保管状況等の調査並びに適正保管の指導を行う。</p> <p>平成14年度届出件数 332件 立入件数 50件</p> | | | <p>名称： - 内容： -</p> <p>PCB適正処理法については堺市に事務委任されており、堺市の事業内容で実施する。</p> |

| 協定項目 | 事務事業名 | | 調整方針 | |
|---------------------|----------------------|------------------|---------|--------------------|
| | 堺市 | 美原町 | 協議・調整区分 | 調整の内容 |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 環境教育・学習推進事業 | 環境保全啓発事業 | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 市民・事業者に対する環境保全活動支援事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 環境共生融資事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 環境基本計画推進事業 | - | 堺市制度で実施 | 美原町域を含めた環境基本計画の見直し |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 環境白書作成、配布事業 | - | 堺市制度で実施 | 美原町域を含めた環境白書等の見直し |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 環境マネジメントシステム運営事業 | - | 堺市制度で実施 | 美原町域への認証範囲の拡大 |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 環境影響評価事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 有害大気汚染物質モニタリング調査事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 酸性雨調査事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 公害苦情調査・指導 | 公害苦情調査・指導 | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 固定発生源常時監視事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 廃棄物不法投棄パトロール事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 最終処分場の維持管理事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 環境審議会 | 環境保全審議会 | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 自然保護(生き物とのふれあいの確保)事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 堺市地球温暖化対策実行計画推進事業 | 美原町地球温暖化防止実行計画事業 | 新制度に再編 | 地球温暖化対策実行計画の一元化 |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 地域省エネルギービジョン推進事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 生活排水に関する啓発事業 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 開発行為に対する環境配慮指導 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |

| 協定項目 | 事務事業名 | | 調整方針 | |
|---------------------|------------------------|------------------------|---------|--------------------------|
| | 堺市 | 美原町 | 協議・調整区分 | 調整の内容 |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策事業 | オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策事業 | 堺市制度で実施 | 情報提供(周知方法)の見直し、発令区域区分の統合 |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 法に基づく規制地域の指定 | 法に基づく規制地域の指定 | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |

| 協定項目 | 事務事業名 | | 調整方針 | |
|---------------------|------------------------|-----------------|---------|--------------|
| | 堺市 | 美原町 | 協議・調整区分 | 調整の内容 |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | APEC環境技術交流促進事業運営協議会分担金 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 産業廃棄物処理業者研修会開催負担金 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | グリーン購入ネットワーク会費 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 大阪府フロン対策協議会負担金 | 大阪府フロン対策協議会負担金 | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 大和川水質汚濁防止協議会負担金 | 大和川水質汚濁防止協議会負担金 | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |

| 協定項目 | 事務事業名 | | 調整方針 | |
|---------------------|------------------|-----|---------|--------------|
| | 堺市 | 美原町 | 協議・調整区分 | 調整の内容 |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 堺市不法投棄防止等推進連絡協議会 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |
| 24 各種事務事業の取扱い(環境関係) | 堺市環境行政推進庁内会議 | - | 堺市制度で実施 | 堺市の事業内容で実施する |